

下請代金支払遅延等防止法（下請法）の違反行為事例

今回は、平成22年4月22日に、公正取引委員会が、株式会社ハンズマン（以下「ハンズマン」という。）に対して行った勧告事例を紹介します。

1 違反事実の概要

ハンズマンは、建築材料、園芸用品、日用品等の製造を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「早期決済奨励金」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成20年5月から平成21年4月までの間、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を自社の発注業務の合理化を図るために導入した電子受発注システムの運用費用又はファクシミリによる発注に係る費用を確保するため、下請事業者に対し、「伝票処理料」と称して、電子受発注システムにより当該下請事業者が発注している店舗数及び同システムによる発注に係る仕入伝票の記載行数又はファクシミリによる発注書の送信枚数に、それぞれ異なる一定額を乗じて得た額を負担するよう要請し、これらの要請に応じた下請事業者に対し、平成20年5月から平成21年4月までの間、電子受発注システムにより当該下請事業者が発注している店舗数及び同システムによる発注に係る仕入伝票の記載行数又はファクシミリによる発注書の送信枚数に、それぞれ異なる一定額を乗じて得た額をそれぞれ差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていました（減額した金額は、下請事業者14社に対し、総額1024万9880円。）。

なお、ハンズマンは、平成22年3月19日、当該下請事業者に対し、減額した金額を返還しています。

2 勧告の概要

公正取引委員会は、ハンズマンに対して、前記1の減額行為が下請法の規定に違反するものである旨及び今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じない旨を取締役会の決議により確認すること及び下請代金の額から減じていた額を下請事業者に支払った旨を自社の役員、従業員及び取引先下請事業者等に周知徹底することなどを勧告しました。

3 解説

下請法では、親事業者が、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、定められた下請代金の額を減ずることを禁止しており、減額の名目、方法、金額の多少を問わず、また発注後いつの時点で減額しても同法違反となります。つまり、歩引き、リベート、システム利用料など当初に下請事業者と協議して合意した金額であったとしても、その内容が下請事業者の責任のない理由により下請代金から減じるものであれば減額として問題となり得ます。

下請法の相談はこちらに

公正取引委員会事務総局 九州事務所 下請課

（電話 092-431-6032 <http://www.jftc.go.jp/>）